

【表紙】

【発行登録番号】	8 - 関東 1
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年 3月27日
【会社名】	東京電力パワーグリッド株式会社
【英訳名】	TEPCO Power Grid, Incorporated
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 金子 禎則
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 3 号
【電話番号】	03 ( 6373 ) 1111 ( 大代表 )
【事務連絡者氏名】	業務統括室経理グループマネージャー 長谷川 均
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 3 号
【電話番号】	03 ( 6373 ) 1111 ( 大代表 )
【事務連絡者氏名】	業務統括室経理グループマネージャー 長谷川 均
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（2026年 4月4日）から2年を経過する日（2028年 4月3日）まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 1,000,000百万円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし。
【縦覧に供する場所】	該当事項なし。

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載する。

#### 1 【新規発行社債】

未定

#### 2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

未定

#### 3 【新規発行による手取金の使途】

##### (1) 【新規発行による手取金の額】

未定

##### (2) 【手取金の使途】

設備資金および借入金返済ならびに社債償還に充当する予定である。

### 第2 【売出要項】

該当事項なし。

### 第3 【その他の記載事項】

該当事項なし。

## 第二部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第10期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日） 2025年6月25日関東財務局長に提出  
 事業年度 第11期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日） 2026年6月30日までに関東財務局長に提出予定  
 事業年度 第12期（自 2026年4月1日 至 2027年3月31日） 2027年6月30日までに関東財務局長に提出予定

#### 2 【半期報告書】

事業年度 第11期中（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日） 2025年11月14日関東財務局長に提出  
 事業年度 第12期中（自 2026年4月1日 至 2026年9月30日） 2026年11月16日までに関東財務局長に提出予定  
 事業年度 第13期中（自 2027年4月1日 至 2027年9月30日） 2027年11月15日までに関東財務局長に提出予定

#### 3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（2026年3月27日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2026年2月3日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（2026年3月27日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の4の規定に基づく臨時報告書を2026年3月26日に関東財務局長に提出

#### 4 【訂正報告書】

訂正報告書（上記3の2026年2月3日提出の臨時報告書の訂正報告書）を2026年2月17日に関東財務局長に提出  
 訂正報告書（上記3の2026年2月3日提出の臨時報告書の訂正報告書）を2026年3月23日に関東財務局長に提出

### 第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本発行登録書提出日（2026年3月27日）までの間において生じた変更を反映し、以下に変更の生じた事項のみを記載している。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、そのうち有価証券報告書の「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」、「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 事業等のリスク」及び「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に記載されている第四次総合特別事業計画については、2026年1月26日付で新たに第五次総合特別事業計画（以下「五次総特」という。）が認定・公表されている。当該事項を除き、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は本発行登録書提出日現在においても、その判断に変更はない。また、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではない。

#### 五次総特に基づく経営改革

	影響度	大	発現可能性	中 - 高
想定されるリスク内容	<p>五次総特の下、東京電力ホールディングスグループは、福島への責任を果たしていくために、不断の経営改革に取り組み、賠償・廃炉に必要な資金の確保及び企業価値の向上を目指している。</p> <p>今後、前人未踏の領域である廃炉の貫徹に向けた改革や、GX・DX等による電力需要増への安定供給責任の全うと事業成長に向けた取り組み、経営合理化や資産売却等を通じた財務状況の改善、中長期的な廃炉と企業価値向上を両立するためのアライアンスの具体化等の経営改革が計画通りに進まない場合には、東京電力ホールディングスグループの業績、財政状態及び事業運営に影響を及ぼす可能性がある。</p>			

対応策	<p>五次総特に基づく経営改革を実現していくために、責任者・期限・達成すべき内容などをアクションプランとして作成し、取り組みを進めていく。また、各アクションプランの進捗状況については重要度に応じたモニタリングを実施し、P D C Aを回すことで計画を達成していく。</p> <p>経営合理化の計画の確実な実現に向けては、改善策の進捗状況を適時確認し、変動リスクへのリカバリー対応が機動的に講じられるよう、適切なモニタリング対応を進めていく。</p> <p>最重要課題である廃炉事業の改革、アライアンスの実現等については、執行としての責任を果たすための体制整備や今後の最適な経営体制の整備を早急に進めていく。なお、アライアンスに関しては、社外取締役を中心とした社内委員会にて、アライアンスパートナーからの提案や枠組み・仕組み等に係る精査・評価など、詳細かつ専門的な議論を進め、実現につなげていく。</p> <p>また、五次総特を共同策定した原子力損害賠償・廃炉等支援機構と密に連携のうえ、当該機構の運営委員会での経営改革の実行に係る継続的な審議も踏まえながら、最重要課題への対応に関する検討、経営判断に向けた工程管理を徹底する。</p>
-----	---

### 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

東京電力パワーグリッド株式会社 本店  
(東京都千代田区内幸町一丁目1番3号)

### 第三部 【保証会社等の情報】

該当事項なし。